

## 諏訪地域の高校の将来像を考える協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 この協議会は、諏訪地域の将来を見据えた高校の学びのあり方と具体的な高校の配置について、長野県教育委員会（以下「県教委」という。）に対して意見及び提案することを目的として設置する。なお、意見及び提案の検討にあたっては、県教委が2018年9月に策定した「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」に基づくこととする。

### (委員)

第2条 この協議会の委員は、市町村長及び市町村教育長、産業界から選出する者、その他地域の実情に応じた者のうちから25名以内を選出する。委員が欠けたとき、協議会の会長は速やかに後任を選出する。

### (任期)

第3条 この協議会の委員の任期は、協議会の設置目的を終えるまでの期間とする。ただし、委員が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

### (役員)

第4条 この協議会に会長1名、副会長2名を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 この協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。ただし、会長の判断により一部非公開とすることができる。

### (幹事会)

第6条 協議会における協議内容の検討や連絡調整を図るため、幹事会を設置する。

2 幹事は、市町村教育委員会の教育長及び事務局、長野県教育委員会事務局があたる。

### (事務局)

第7条 この協議会の事務局は、県教委及び諏訪市教育委員会の共同事務局とし、その役割分担は次の各号のとおりとする。

(1) 諏訪市教育委員会 日程調整及び会議の運営など協議会の運営

(2) 県教委 資料の収集、作成など協議会運営の支援

### (補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この協議会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。